

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 5 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考        |
|-----|-----|--|------|-----------|
| 1   | 1号機 | 放射性ドレン移送系タービン化学廃液サンプ出口流量指示計において、指示不良(停止中オーバースケール)が認められたため、当該計器を点検校正。   | D    |           |
| 2   | 1号機 | タービン建屋海水サンプポンプ(A)点検において、軸受けに間隙値外れ(3箇所)が認められたため、当該軸受けを交換。   | D    |           |
| 3   | 2号機 | 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)ドレン弁の駆動空気用ミニチュア弁において、ネジ山部にカジリが認められたため、当該弁を交換。  | D    |           |
| 4   | 3号機 | 取水設備スクリーンウォッシュポンプ電動機(A、B、C)において、上部及び下部廃油受けパッキン、押さえ金具に腐食が認められたため、当該部を交換。  | D    |           |
| 5   | 3号機 | 平成21年11月18日ならびに19日、廃棄物を処理する設備の冷却水(非放射性)が循環している系統の水、および系統の水を受ける貯水槽から、放射性物質のトリチウムが検出されたため、調査及び対応検討。(トリチウムが含まれる水は貯水しており、海への放出はない) | A    | 11月20日公表済 |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                | 主な具体例  |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分   | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>   |
| 区分   | 運転保守管理上、重要な事象                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分   | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802